

建議背景

- 「健康食品」は、多くの消費者にとって非常に身近な食品として定着してきている
- 消費者自身が、健康食品の利用により疾病が予防されるなどの過大な期待に惑わされることなく、様々な食品の特性を理解し、正しい情報に基づき、適切に健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備が必要との観点

建議の項目

健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化(消費者庁、厚生労働省)

健康食品の安全性に関する取組の推進(厚生労働省、消費者庁)

健康食品の機能性の表示に関する検討 (消費者庁)

健康食品の特性等に関する消費者理解の促進(消費者庁、厚生労働省)

建議の内容と措置状況(厚生労働省部分)

健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化

| 建議内容 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>・健康食品の表示・広告に関し健増法、薬事法等の<u>担当部局間で連携し執行に努めるとともに、都道府県等に対しても同様の連携による法執行が促進されるよう周知、支援を行うこと。</u></p> | <p>・「無承認無許可医薬品の監視指導について」(昭和62年9月22日付け薬監第88号)において都道府県等に対し、監視指導の一層の徹底を図るとともに、医薬品と断定できない物については、食品衛生法等他法令に抵触しないよう栄養・食品部局等関係部局に照会を指導するよう通知している。<u>当該通知について、再周知徹底予定</u></p> |

健康食品の安全性に関する取組の推進

| 建議内容 | 措置状況 |
|---|---|
| ・健康食品の摂取と健康被害の発生との因果関係が速やかに特定できるよう、 <u>被害情報の収集・解析手法の研究</u> を行うこと。 | ・平成24年から3年計画で <u>厚生労働科学研究</u> により、健康被害情報の収集・統合・解析法の強化に関する <u>研究を実施</u> |
| ・健康被害防止の <u>必要性がある場合は、流通規制等所要の措置を講ずること。</u> | ・健康被害情報を入手した際は、食品衛生法第6条又は7条の規定に基づき製品・成分の販売禁止等の措置を講ずる。 |
| ・ <u>医師、薬剤師等から患者に対し健康食品の摂取状況の聴取、相互作用等の注意喚起</u> を行うこと。 | ・医師、薬剤師から患者に対し健康食品摂取状況を確認し、相互作用等必要な注意喚起を行うよう <u>日本医師会等関係団体に要請</u> (25年2月) |
| ・ <u>医師、薬剤師等に対し健康食品に関する情報提供</u> を行うこと。 | ・平成25年4月に <u>パンフレットを改訂し、日本医師会、日本薬剤師会を通じて再配布を実施</u> |
| ・錠剤等食品の製造業者に対し、 <u>GMP等ガイドラインの活用を促すとともに、それらの製品を選択できるよう消費者に啓発</u> を行うこと。 | ・適正製造規範(GMP)の普及のため、 <u>第三者認証制度の体制整備</u> を行い、 <u>認証機関の公募</u> を開始し、また、消費者の的確な製品選択が可能となるため <u>リーフレットの作成、配布など普及啓発を継続</u> 、その他、 <u>リスクコミュニケーションを計画、アドバイザースタッフの普及の検討</u> を行う。 |

健康食品の特性等に関する消費者理解の促進

| 建議内容 | 措置状況 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">健康食品の特性、適切な利用法について、<u>消費者に積極的な啓発を行うこと。</u> | <ul style="list-style-type: none">平成25年4月に<u>パンフレットを改訂し医薬品との相互作用が想定される事例について掲載し、再配布を実施</u>当省の広報誌に「<u>健康食品の知識と注意点</u>」を特集し、消費者に対する普及啓発を促進 |